

【別紙】

翌日入金サービス 対象業種の基準

株式会社 USEN FinTech

策定日：2026 年 8 月 19 日／適用開始日：2026 年 8 月 25 日

本基準は、翌日入金サービス利用規約第 3 条第 4 項に基づく「対象業種の基準（本基準）」です。

1. 対象業種

本サービスへの新規お申込みは、お申込み可の業種区分に該当する加盟店に限りお受けします。お申込み不可の業種区分に該当する場合は、原則としてお申込みをお受けしません。

区分	対象業種	お申込み可否
飲食業	飲食店（各種料理店、カフェ・喫茶、居酒屋、ラーメン専門店等の飲食提供を行う店舗）	○ 可
不動産業	不動産業（賃貸・売買・仲介等を行う事業者）	○ 可
その他業種	上記以外の業種（小売、サービス、ナイト（風俗・キャバクラ等）、医療、宿泊、レジャー等を含む全業種）	× 不可

※業種の詳細区分は、当社所定の業種分類に基づき判定します。具体的な区分に疑義がある場合は、担当営業又は当社問い合わせ窓口までご確認ください。

2. 適用開始日

2026 年 8 月 25 日のお申込みから適用します。

3. 基準の変更

当社は、本基準を随時見直し、変更することがあります。変更後の基準は、当社が別途指定する方法により公表します。

以上